

## 栃木県産農産物マーケティング調査業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する栃木県産農産物マーケティング調査業務委託（以下「業務委託」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務の目的

本県産農産物のブランド価値向上を目的に実施してきたオリジナル品種等の特徴や優位性（ユニークセリングポイント等）を用いたプロモーションの効果を検証するため、国内マーケットにおける県産主要品目のポジションや商品評価、消費者イメージ等のマーケティング調査を実施する。

### 2 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。ただし、具体的な実施内容については、3の「実施計画書」において定めるものとする。

なお、業務委託の実施に当たっては、甲との協議の上、行うものとする。

#### (1) 国内マーケットにおける現状分析

##### ① 調査内容

ア 市場環境や農業構造等の本県を取り巻く環境を分析し、本県の強みや弱み、課題等を整理、分析すること。

イ 消費者が農産物に対してどのような好みや傾向を持っているかを調査すること（消費者の選好や購買行動、支出傾向、購買頻度、主な購買チャネル（購入先）など）。

その他、当該調査の目的を踏まえ、有意義であると考えられる事項は積極的に調査項目とすること。

##### ② 調査方法

本業務の遂行にあたり必要となる各種統計資料（農林水産省統計情報等）や調査文献等の既存資料の収集・分析によって調査を行うこと。また、必要に応じて消費者等に対するアンケートやヒアリング等の調査を行うこと。

##### ③ その他

調査の実施に際し、書籍類の購入費用、農産物の購入費用、取材費等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。

#### (2) 県産農産物のイメージ調査

##### ① 調査内容

オリジナル品種等の特徴や優位性（ユニークセリングポイント等）を用いたプロモーションの効果を検証するため、県産農産物に対するイメージ調査を実施すること（認知度、栃木県産を選んで購入する割合、ナッジ理論を用いた商品表示の有効性など）。

##### ② 調査対象

・20～69歳の男女

なお、20代、30代、40代、50代、60代のカテゴリーに分け調査すること。

##### ③ 調査地域

・関東圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）3,500サンプル以上

うち栃木県を県内としてカテゴリー分けすること

うち埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を首都圏としてカテゴリー分けすること

・関西圏2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）1,500サンプル以上

##### ④ 調査方法

・インターネット調査

- ⑤ 調査時期
  - ・ 7月～8月
- ⑥ 調査設問数・対象品目
  - ・ 設問数 20問程度
  - ・ 設問の内容及び対象品目については県と協議の上、決定する。

### (3) 市場における県産主要品目のポジション調査

#### ① 調査内容

ア プロダクトポートフォリオマネジメント等のマーケティング手法を用いて、市場における県産主要品目のポジション調査を行い、各品目のポジションによって求められる戦略を整理すること。

イ 県産主要品目のうち県オリジナル品種について、取扱業者に対し「取扱状況」「商品評価」「求められる販売戦略」等のヒアリングを行い、結果について分析、整理すること。

#### ② 調査品目

ア いちご、トマト、にら、梨、なす、ほうれんそう、ねぎ、きゅうり、アスパラガス、米、牛肉

イ とちあいか、にっこり、とちぎの星、とちぎ和牛

その他、当該業務の目的を踏まえ、有意義であると考えられる品目は積極的に調査対象とすること。

#### ③ 調査方法他

ア 本業務の遂行にあたり必要となる各種統計資料（市場統計情報等）や調査文献等の既存資料の収集・分析によって調査を行うこと。また、調査分析において使用するマーケティング手法は、当該業務の目的を踏まえ有意義であると考えられる手法を提案すること。

イ 取扱品目分類（青果物、米麦、畜産）毎に各4社程度ヒアリングを実施し調査を行うこと。

#### ④ その他

調査の実施に際し、書籍類の購入費用、農産物の購入費用、取材費等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。

### (4) 施策展開の方向性検討

#### ① 業務内容

ア 2(1)から(3)を踏まえ、「県産農産物全体の横断的ブランド価値向上」「県産主要品目のブランド価値向上」に向けた施策展開の方向性の検討及び提言を行うこと。

イ 本県にも応用可能と考えられる施策についてのその他自治体の主な取組事例の収集及び提案を行うこと（5例程度）。

#### ② 対象品目（県産主要品目のブランド価値向上戦略）

・ とちあいか、にっこり、とちぎの星、とちぎ和牛

#### ③ その他

検討にあたり、書籍類の購入費用、農産物の購入費用、取材費等が発生した場合、その経費は委託料に含まれるものとする。

## 3 実施計画書及び報告書の提出

(1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。

(2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

#### 4 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

#### 5 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が業務委託を行うに当たって取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 15 号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。